

松浪小学校区青少年育成推進協議会総会

(2015年)平成27年4月22日(水)
小和田公民館 学習室2 19:00～

次 第

1. 会長挨拶
2. 議長選出
3. 議 題
 - (1) 平成26年度事業報告
 - (2) " 決算報告
 - (3) " 監査報告
 - (4) 平成27年度事業計画案
 - (5) " 予算案
 - (6) その他
4. 議長解任
5. その他

平成26年度松浪小学校区青少年育成推進協議会 事業報告

松浪小学校区青少年育成推進協議会
会 長 櫻 井 武 一

【定例理事会】

26年4月23日・5月14日・6月4日・7月2日・9月3日・10月1日・11月5日・12月3日・
27年1月7日・2月4日・3月4日 《計11回》

【役員会】

26年4月30日・5月28日・6月25日・7月23日・8月27日・9月24日・10月15日・11月19日・
12月18日・27年1月28日・2月25日・4月1日 《計12回》
※この他に随時打合せ等あり

【事 業】

月	日	内 容
4	23	総会 《25年度事業報告・決算報告・監査報告／26年度事業計画・予算案》
5	11	公民館共催「おもしろいっぱい遊び空間」 《総合受付／プラバン・バンブーダンス》
	23	松浪小「危険箇所パトロール」協力
6	4	研修会「子どもの夢をはぐくむ開き読み」 講師 松浪小学校読書活動指導協力者 大八木 美智江さん
	7	教育センター、松浪中、緑が浜・汐見台小学校区青少年育成推進協議会との共催 「子育て・子育て出前講座」（全2回のシリーズ1）
7	5	第12回「子ども大会」開催 小学生110名参加 小中学生ボランティア54名 《ストラックアウト・皿回し・輪投げ・竹馬・バルーンアート・パネルシアター・ 折り紙&七夕飾り》
	18	松浪中「夜間パトロール」協力
8	16	体育振興会「盆踊り大会」のまちぢから協議会模擬店に協力
9	20	公民館共催「おもしろいっぱい遊び空間」 《総合受付／ミニ運動会・おてだま&あやとり&けん玉遊び》
	25	公民館・松浪小PTA共催「子育て支援講座～親が子どもに教える体幹エクササイズ～」 講師 湘南ベルマーレスポーツクラブ 竹江 司さん
	28	教育センター、松浪中、緑が浜・汐見台小学校区青少年育成推進協議会との共催 「子育て・子育て出前講座」（全2回のシリーズ2）
10	19	地区社協「福祉ふれあいまつり」協力 《模擬店》
11	8	松浪中「地域ふれあい講座」協力 《バルーンアート》
	24	秋の散策「みかん狩り」 参加者78名
12	2	松浪小「夜間パトロール」協力
	9	公民館「ちびっこ広場」協力 ※衆院選期日前投票所開設のため開催中止
1	17	公民館共催「おもしろいっぱい遊び空間」 《総合受付／ミュージックベル》
2	28	公民館まつり 体験コーナーに参加 「子どもの手作り教室」《キャップで工作・折り紙》
4	1	会計監査

その他 ・青推協 広報「浪っ子」発行 7月 (No.63) 3月 (No.64)
・プラザ浪小 (週2回開催)
・備品の貸し出し (パネルシアターセット・ミュージックベル・皿回しセット)
・子どもを守る地域の会 「あいさつの街」看板作り協力

平成 27 年度松浪小学校区青少年育成推進協議会 事業計画(案)

定例理事会 原則として毎月第 1 水曜日
(8 月を除く)

役員会 原則として毎月第 4 水曜日

主催事業

- ◇ 研修会
- ◇ 子ども大会
- ◇ みかん狩り
- ◇ 広報「浪っ子」発行
- ◇ 「おもしろいっぱい遊び空間」(公民館と共催)
- ◇ 「子育て支援講座」(公民館・松浪小 P T A と共催)
- ◇ その他

協力事業

- ◇ 松浪小・中 P T A パトロール
- ◇ ふれあいプラザ「プラザ浪小」
- ◇ 体育振興会盆踊り大会「まちぢから協議会の模擬店」
- ◇ 地区社協「福祉ふれあいまつり」
- ◇ 公民館「ちびっこ広場」
- ◇ 公民館まつり
- ◇ 子どもを守る地域の会
- ◇ その他

平成26年度 松浪小学校区青少年育成推進協議会決算報告書

松浪小学校区青少年育成推進協議会

会長 桜井 武一

収入			支出			備考
項目	予算	決算	項目	予算	決算	
前年度繰越金	29,872	29,872	会議費	18,000	10,995	
会費 まちぢから協議会	51,100	51,130	行事活動費	100,000	107,742	福祉まつり・みかん狩り 公民館まつり他
市より補助金	108,000	108,000	事務費	18,000	13,630	
活動収入	30,000	30,147	PR活動費	22,000	20,951	たより(浪っ子)の用紙・印刷
雑収入	33	35	慶弔費	15,000	10,780	離任式花代・祝い金他
			委員会会費	25,000	17,000	子どもを守る地域の会、などの会費 歓送迎会、賀詞交歓会等会費
			保管料	3,000	3,000	
			通信費	10,000	11,000	
			雑費	8,005		
			繰越金		24,086	
合計	219,005	219,184	合計	219,005	219,184	

積立金合計 50,246 円 湘南信用金庫に預金

平成26年度 会計監査報告

会計監査日 平成27年4月1日(水)

場所 小和田公民館

監査の結果、上記の通り相違ないことを認めます

会計監査 大類 ひさ枝

会計監査 黒川 香穂里



平成27年度 松浪小学校区青少年育成推進協議会予算(案)

収入		支出		備考
項目	金額	項目	金額	
前年度繰越金	24,086	会議費	15,000	
会費 まちぢから協議会	51,130	行事活動費	100,000	福祉まつり・みかん狩り 公民館まつり他
市より補助金	108,000	事務費	15,000	
活動収入	30,000	PR活動費	22,000	たより(浪っ子)の用紙・印刷
雑収入	35	慶弔費	15,000	離任式花代・祝い金他
		委員会会費	25,000	子どもを守る地域の会、などの会費 歓送迎会、賀詞交歓会等会費
		保管料	3,000	
		通信費	12,000	
		雑費	6,251	
合計	213,251	合計	213,251	

茅ヶ崎市松浪小学校区 青少年育成推進協議会会則

第一条 名 称

本会は茅ヶ崎市松浪小学校区青少年育成推進協議会と称し、略称を松浪小学校区青推協とし、事務所を会長宅に置く

第二条 目 的

本会は松浪小・中学校区の青少年関係の各種団体および個人が、青少年育成のため相互の連携を保ち、青少年育成活動を推進することを目的とする

第三条 活 動

本会は前条の目的を達成するために次の活動を行う

1. 青少年をとりまく社会環境をより良くする
2. 学校および青少年関係機関との連絡提携に努める
3. 青少年のための指導者の養成に努める
4. 青少年団体活動を援助する
5. 地域の青少年非行防止活動
6. 本協議会理解のためのPR活動
7. その他、青少年が健やかに育つための必要な活動を行う

第四条 組 織

本会は松浪小学校区の各種団体ならびに個人をもって組織とする
但し、個人については青少年指導員および育成経験者とする

第五条 役 員

本会の役員は理事とし、会の理事運営を円満ならしめるため次の役員を置く

会 長	一名	副会長	二名	書 記	二名
会 計	二名	監 査	二名		

なお、青少年指導員は役員とし、前記に掲げる役員と兼ねることができる

第六条 役員・顧問の選出

推薦委員会を設け、理事（新青少年指導員を含む）の中より推薦し、総会において承認を得る

推薦委員会は、自治会長より一名、小・中PTAより三名、他団体より一名とする

顧問は松浪小学校、松浪中学校、浜須賀中学校、アレセイア湘南中学・高校校長および児童・生徒指導担当職員とする

第七条 役員任期

本会の役員任期は二年とし、再任は妨げない

補欠のため就任した役員任期は、前任者の残任期間とする

第八条 役員の仕事

本会の役員は次の仕事を執行する

1. 会長は本会を代表し一切の仕事を統括し会議を招集する
2. 副会長は会長を補佐し会長事故あるときはその職務を代行する
3. 会計は本会の会計事務を処理すると共に総会および必要ある時その結果を報告する
4. 書記は本会の記録を行い事務局を担当する
5. 監査は本会の会計を監査する
6. 顧問は本会の相談役となり総会および役員会に随時出席することができる

第九条 会議

1. 会議は役員会、理事会、総会とする
2. 役員会、理事会は随時開催する
3. 総会は年一回開催することとし、理事の半数以上の出席をもって成立する
ただし委任も認める
4. 役員会は役員の半数以上の出席をもって成立する
5. 理事会は定数の半数以上の出席をもって成立する
6. 審議事項は出席者の三分の二以上により決定する

第十条 会計

本会の経費は次の収入による

1. 助成金、補助金および寄付金
2. 会費
3. その他

第十一条 会計年度

本会の会計年度は4月1日より始まり翌年の3月31日に終わる

第十二条 会則の改正

本会則は理事会において理事の二分の一以上の同意を得て改正することができる

付 則

本会則は昭和56年10月1日より施行する

本会則は平成8年4月16日より一部改正施行する

本会則は平成10年4月16日より一部改正施行する

本会則は平成12年4月19日より一部改正施行する

本会則は平成17年4月6日より一部改正施行する

本会則は平成18年4月5日より一部改正施行する

本会則は平成19年3月7日より一部改正施行する

本会則は平成23年5月11日より一部改正施行する